

決算特別委員会総務文教分科会

H24.9.19(水)午前10時30分

H24.9.20(木)午前10時

H24.9.21(金)午後1時

H24.9.24(月)午後時

場所：第3委員会室

1. 開会

2. 分科会委員長あいさつ

3. 事務局日程説明

4. 付託議案審査

議会事務局

(1) 平成23年度亀岡市一般会計決算認定について(第9号議案所管分)

政策推進室

(1) 平成23年度亀岡市一般会計決算認定について(第9号議案所管分)

企画管理部

(1) 平成23年度亀岡市一般会計決算認定について(第9号議案所管分)

生涯学習部

(1) 平成23年度亀岡市一般会計決算認定について(第9号議案所管分)

総務部、監査委員事務局

(1) 平成23年度亀岡市一般会計決算認定について(第9号議案所管分)

(2) 平成23年度曾我部山林特別会計決算認定について(第16号議案)

(3) 平成23年度各財産区特別会計決算認定について(第20号議案～第49号議案)

報告 「健全化判断比率並びに資金不足比率の状況について」

会計管理室

(1) 平成23年度亀岡市一般会計決算認定について(第9号議案所管分)

教育委員会

(1) 平成23年度亀岡市一般会計決算認定について(第9号議案所管分)

報告 「亀岡市教育委員会点検・評価報告」

5 . 討論 ~ 採決

6 . 指摘事項

7 . その他

決算特別委員会総務文教分科会日程案（9月19日）

| | |
|-------------|---|
| 10:30～ | 1. 開会 2. 分科会委員長あいさつ 3. 事務局日程説明 4. 議案審査 (1) 平成23年度一般会計決算認定について |
| 10:35～11:00 | 議会事務局 歳出・歳入一括説明・質疑 |
| 11:00～12:00 | 政策推進室 歳出説明・質疑 政策推進室 歳入説明・質疑 |
| | ～ 休憩 ～ |
| 13:00～14:15 | 企画管理部 歳出説明・質疑 |
| 14:15～14:45 | 企画管理部 歳入説明・質疑 |
| | ～ 休憩 ～ |
| 15:00～16:00 | 生涯学習部 歳出説明・質疑 |
| 16:00～16:30 | 生涯学習部 歳入説明・質疑 |

決算特別委員会総務文教分科会日程案（9月20日）

| | |
|-------------|--|
| 10:00～ | 1. 開会 2. 事務局日程説明 3. 議案審査 |
| 10:05～11:20 | (1) 平成23年度一般会計決算認定について 総務部、監査委員事務局 歳出説明・質疑 |
| 11:20～12:00 | 総務部、監査委員事務局 歳入説明・質疑 |
| | ～昼休憩～ |
| 13:00～13:30 | < 財政課報告 > 健全化判断比率並びに資金不足比率の状況 |
| 13:30～14:00 | (2) 曾我部山林事業特別会計決算認定について 歳出・歳入一括説明・質疑 |
| | (3) 各財産区特別会計決算認定について 歳出・歳入一括説明・質疑 |
| 14:00～14:30 | (1) 平成23年度一般会計決算認定について 会計管理室 歳出・歳入一括説明・質疑 |
| | ～休憩～ |
| 14:45～16:30 | (1) 平成23年度一般会計決算認定について < 亀岡市教育委員会点検・評価報告 > 教育委員会 小・中学校費まで歳出説明・質疑 |

決算特別委員会総務文教分科会日程案（9月21日）

13:00～

1. 開会
2. 事務局日程説明
3. 議案審査

13:05～14:35

- (1) 平成23年度一般会計決算認定について
教育委員会 幼稚園費から歳出説明・質疑

14:35～15:30

教育委員会 歳入説明・質疑

～休憩～

決算特別委員会総務文教分科会日程案（9月24日）

16:00頃

～16:40

1. 討論～採決
2. 指摘要望事項
3. その他

決算特別委員会総務文教分科会日程案（9月25日）

10:00～

1. 委員長報告確認

平成23年度 職員人件費（給料・職員手当・共済費）の決算概要

(企画管理部人事課)

| 会 計 | 区 分 | 平成23年度 | | 平成22年度 | | 比 較 | |
|-------------------|---------------|---------------|----------------------|-------------|----------------------|-----|------------------|
| | | 人数 | 決 算 額 | 人数 | 決 算 額 | 人数 | 決 算 額 |
| 一 般 会 計 | 給 料 | (名) | (円) 2,156,686,949 | (名) | (円) 2,147,470,498 | (名) | (円) 9,216,451 |
| | 職員手当 | 568 | 1,972,362,867 | 565 | 1,576,250,506 | 3 | 396,112,361 |
| | 共済費 | | 719,371,229 | | 681,345,791 | | 38,025,438 |
| | 小 計 | | 4,848,421,045 | | 4,405,066,795 | | 443,354,250 |
| 各特別会計 (企業会計含む) | 給 料 | | 185 | | 690,267,163 | | 178 |
| 職員手当 | 636,636,351 | 640,379,299 | | △ 3,742,948 | | | |
| 共済費 | 231,522,506 | 213,669,668 | | 17,852,838 | | | |
| 小 計 | 1,558,426,020 | 1,522,750,737 | | 35,675,283 | | | |
| 合 計 | 給 料 | 753 | 2,846,954,112 | 743 | 2,816,172,268 | 10 | 30,781,844 |
| | 職員手当 | | 2,608,999,218 | | 2,216,629,805 | | 392,369,413 |
| | 共済費 | | 950,893,735 | | 895,015,459 | | 55,878,276 |
| | 合 計 | | 6,406,847,065 | | 5,927,817,532 | | 479,029,533 |

〈比較増減の内容と主な要因〉

- ・ 給 料 約 30,800千円 増

(人事異動に伴う一般職員の会計間の増減及び病院医療職員の増)

- ・ 職員手当 約 392,400千円 増

(退職職員数の増加による退職手当の増 約 345,800千円、地域手当・時間外勤務手当の増 約 22,800千円など)

- ・ 共済費 約 55,900千円 増

(長期・短期・福祉共済掛け金率の改定による増)

決算特別委員会（総務文教分科会）

【生涯学習部】

追加資料

- ・ ガレリアかめおか 施設利用状況
- 〃 収支内容
- 〃 開館時間の対応
- ・ ガレリアかめおか条例
- ・ ゆう・あいステッププラン（抜粋）

平成23年度 収支内訳 (指定管理料)

【収入】

(単位：円)

| 科 目 | | 備 考 |
|---------|-----------------|---------------------------------|
| 施設利用料収入 | | |
| | 施設利用料収入 | 浴場入浴料 10,112,875 |
| | | 施設利用料 63,370,667 |
| | | 計 73,483,542 |
| 指定管理料収入 | | |
| | ガレリアかめおか指定管理料収入 | ガレリアかめおか 指定管理料収入 212,137,000 |
| 雑 収 入 | | |
| | 雑 収 入 | コインロッカー・コピー・FAX使用収入 197,400 |
| | | リッパラフ・コインコピー (3F) 使用収入 189,140 |
| | | 公衆電話利用料 46,700 |
| | | 浴場関係物品販売収入 299,870 |
| | | マッサージチェア使用料 145,100 |
| | | テナント電球類等 49,890 |
| | | 電話料金 (図書館 他) 49,480 |
| | | 道の駅スタッフ リースチケット等 145,345 |
| | | 自動販売機販売手数料 312,681 |
| | | 計 1,435,606 |

収入合計 287,056,148

支出合計 281,412,408

次期繰越金 5,643,740

【支出】

| 科 目 | 備 考 | |
|---------------|--|--|
| ガレリアかめおか管理運営費 | | |
| 給 料 手 当 | 職員給料手当等（財団職員8名） | 31,195,381 |
| 賃 金 | 臨時職員賃金（10名） | 10,193,778 |
| 福 利 厚 生 費 | 社会保険料（職員8名、臨時職員6名） 労働保険料 計 | 5,222,513 410,703 5,633,216 |
| 会 議 費 | 諸会議賄（茶葉等） | 3,392 |
| 旅 費 交 通 費 | 職員出張旅費 | 3,050 |
| 通 信 運 搬 費 | 電話料金 インターネット定額利用料 フットワン利用料（電話料金割引利用料） 公衆電話料金 切手 宅配便等 計 | 832,631 203,676 176,735 43,330 101,500 4,218 1,362,090 |
| 消耗什器備品費 | 貸出用机、ホークフル・ワイヤスマイク、オーディオミキサー 他 | 1,733,800 |
| 消 耗 品 費 | 浴場用消耗（タオル・ホテイヤンシャンプー・リンス） 事務用消耗（コピー用紙、プロッターインク等） 工房用消耗（ホール、卵焼き器等） 設備管理用消耗（管球等） 託児室用消耗（玩具、絵本） 職員制服（作業着） 道の駅関係消耗 計 | 322,451 1,221,217 18,380 2,701,613 6,992 95,160 103,200 4,469,013 |
| 修 繕 費 | 施設修繕費（空調・衛生関係 4件） 施設修繕費（浴場関係 3件） 施設修繕費（警備関係 3件） 施設修繕費（建築関係 5件） 施設修繕費（施設関係 22件） 施設修繕費（弱電関係 1件） 施設修繕費（備品、その他関係 10件） 計 | 307,650 499,275 1,121,300 2,737,350 3,737,572 840,000 549,514 9,792,661 |
| 印 刷 製 本 費 | 使用許可申請書 施設使用料領収書 ガレリアかめおかパンフレット 計 | 52,290 66,045 92,925 211,260 |
| 燃 料 費 | 公用車ガソリン | 10,558 |
| 光 熱 水 費 | 灯油 電気 上下水道 ガス 計 | 15,926,272 30,984,099 14,181,304 31,361 61,123,036 |
| 賃 借 料 | コピー機賃借料 公衆用FAX賃借料 BGM賃借料 | 616,661 132,300 47,880 |

| 科 目 | 備 考 | | |
|-----------|------------------------------|-------------|---------|
| 賃 借 料 | NHK受信料 | 58,730 | |
| | 印刷機 (1F、3F)賃借料 | 280,350 | |
| | 土地賃借料 (来館者西側駐車場) | 1,150,000 | |
| | 土地賃借料 (来館者駐車場) | 738,000 | |
| | 通信カケ賃借料 | 293,580 | |
| | 通信カケ利用に係る音楽著作権 | 158,760 | |
| | 電話交換機 (PBX) 賃借料 | 1,103,182 | |
| | 計 | 4,579,443 | |
| 租 税 公 課 | 収入印紙 | 209,000 | |
| | 消費税 | 1,022,800 | |
| | 計 | 1,231,800 | |
| 負 担 金 支 出 | 職員健康診断 | 199,982 | |
| | 会費負担金 (社会保険協会、危険物安全協会) | 13,400 | |
| | 農業用水確保 | 30,000 | |
| | 計 | 243,382 | |
| 委 託 費 | 総合管理業務委託 (設備) | 53,078,174 | |
| | 〃 (清掃) | 44,490,378 | |
| | 〃 (警備) | 14,458,384 | |
| | 緑地管理業務委託 | 12,000,000 | |
| | 機械警備業務委託 | 4,173,624 | |
| | 通信・視聴覚施設管理業務 | 10,290,000 | |
| | 調光・照明・吊物設備保守点検 | 3,300,000 | |
| | 床機構等保守点検業務委託 | 882,000 | |
| | 移動観覧席保守点検業務委託 | 239,400 | |
| | 浴場受付業務委託 | 1,285,516 | |
| | スライディングウォール、ロールスクリーン保守点検業務委託 | 472,500 | |
| | ピアノ保守点検業務委託 (スライウェイ、ヤマハS6) | 170,800 | |
| | 中央監視室照明制御装置保守点検業務委託 | 241,500 | |
| | 高所作業台保守業務委託 | 178,500 | |
| | クリスマスツリー設置業務委託 | 50,000 | |
| | 空き缶回収業務委託 | 24,000 | |
| | 臨時警備業務委託 | 52,500 | |
| | インターネットサーバー保守点検業務委託 | 840,000 | |
| | 遊具点検業務委託 | 131,250 | |
| | 産業廃棄物収集運搬業務 | 237,300 | |
| | 公衆用FAX複合機保守料 (コインキット保守込) | 95,682 | |
| | 施設周知看板業務委託 | 140,700 | |
| | ホームページリニューアル | 2,467,500 | |
| | ひかり電話オフィスタイプ導入業務 | 126,735 | |
| | 放置車両撤去 | 2,750 | |
| | 計 | 149,429,193 | |
| | 雑 費 | 振込手数料 | 192,255 |
| | | クリーニング | 1,050 |
| | | 文書廃棄手数料 | 4,050 |
| 計 | | 197,355 | |

ギャラリーかめおかの開館時間対応について

市民協働課

- 利用者の利便性を高めるため開館時間を使用時間より早めの対応をしています

| | |
|--------------------|--------------------|
| 平成 23 年 2 月 7 日から | 午前 8 時 55 分に開館実施 |
| 平成 24 年 4 月 1 日から | 午前 8 時 50 分に開館実施 |
| 平成 24 年 10 月 1 日から | 午前 8 時 45 分に開館実施予定 |

- 施設使用で事業実施に伴う早朝入館対応も実施しています

(設置)

第1条 生きる喜びと豊かな心を育むまちの実現を目指し、市民の自主的な学習及び交流活動を助長し、活発にさせる幅広い生涯学習及び交流活動の拠点として、中核的複合施設を設置する。

(平14条例5・一部改正)

(名称及び位置)

第2条 中核的複合施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 ガレリアかめおか

位置 亀岡市余部町宝久保1番地の1

(平14条例5・一部改正)

(開館時間及び休館日)

第2条の2 ガレリアかめおか(以下「ガレリア」という。)の開館時間は、別表第1に掲げる施設の種別に応じ、定める時間とする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

2 ガレリアの休館日は、別表第2に掲げる施設の種別に応じ、定める日とする。ただし、市長が必要と認めるときは、随時に開館又は休館することができる。

(平17条例23・追加)

(施設の構成)

第3条 ガレリアは、次に掲げる施設をもって構成する。

- (1) 情報交歓施設(ロビーギャラリー等)
- (2) 学習活動施設(陶芸室、工作室、創作室、料理実習室、研究室、市民団体情報提供室、大広間、会議室、研修室、和室研修室等)
- (3) 情報提供発信施設(企画展示室、石門心学塾等)
- (4) 新産業振興施設(コンベンションホール、響ホール等)
- (5) エイジレスセンター(大浴場、プレイルーム、託児コーナー、多目的フロア等)
- (6) 憩いと観光情報施設(芝生ひろば、物産コーナー、観光案内コーナー等)

(平17条例23・全改)

(事業)

第4条 ガレリアでは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 式典、講演会、会議、展示、コンサート等その他の文化的催物の開催に関する事。
- (2) 生涯学習活動、文化交流及び調査研究に関する事。
- (3) 観光物産の展示及び休憩施設の提供に関する事。
- (4) 市民団体の情報提供に関する事。
- (5) その他市長が必要と認める事業

(平17条例23・全改)

(使用の許可)

第5条 ガレリア及びその附帯施設を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項又は内容を変更しようとするときについても同様とする。

2 市長は、前項の使用の許可をする場合において、ガレリアの管理上必要と認めるときは、その使用について条件を付けることができる。

(使用許可の制限)

第6条 次の各号の一に該当するときは、市長は使用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設又は附帯設備その他器具備品等をき損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) 管理上支障があると認められるとき。
- (4) その他市長が使用を不相当と認めるとき。

(使用許可の取消し等)

第7条 次の各号の一に該当するときは、市長は使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは使用を停止することができる。

- (1) 使用の目的を変更したとき。
- (2) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反し、若しくは違反するおそれがあると認められるとき。

(3) 災害その他不可抗力の事由によってガレリアの使用ができなくなったとき。

(4) その他公用又は管理上の都合により、市長が特に必要と認めるとき。

(入館の拒否等)

第8条 市長は、次の各号の一に該当する者に対し、入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

(1) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となる物品若しくは動物の類を携行する者

(2) 公の秩序又は善良な風俗をみだすおそれがあると認められる者

(3) その他ガレリアの管理上支障があると認められる者

(使用者の管理義務)

第9条 使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、使用期間中その使用に係る施設及び附帯設備を善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

(使用権の譲渡等の禁止)

第10条 使用者は、使用権を譲渡し、若しくは他人に使用させ、又は特に許可を受けた場合のほか、目的外に使用してはならない。

(使用料)

第11条 使用者は、使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

2 使用料は、別表第3に掲げる額に100分の105を乗じたものとする。ただし、1円未満の端数については、切り捨てるものとする。

(平14条例5・平17条例23・一部改正)

(使用料の減免)

第12条 市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第13条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(目的外使用)

第14条 ガレリアは、法令その他別に定めがある場合のほか、これを目的外に使用することができない。ただし、使用がガレリアの管理上支障がないと認められるもので、特に市長が許可した場合は、この限りでない。

(目的外使用料)

第15条 目的外使用の許可を受けてガレリアの一部を使用する者(以下「目的外使用者」という。)は、目的外使用料を市長が定める期日までに納付しなければならない。

2 目的外使用料は、別表第4に掲げる額の範囲内において、市長が定める額とする。

(平17条例23・平23条例23・一部改正)

(目的外使用料の減免)

第16条 市長は、特に必要があると認めるときは、目的外使用料を減額し、又は免除することができる。

(保証金)

第17条 目的外使用者は、保証金を納付しなければならない。

2 前項の保証金の額は、使用の状況又は種別により、その都度市長が定める。

3 保証金は、使用の終了後、目的外使用者に還付する。ただし、未納の賠償金等があるときは、その額を保証金から控除した金額を還付する。

4 保証金には、利子を付けない。

(平17条例23・一部改正)

(特別の設備の制限)

第18条 ガレリアを使用するために特別の設備をしようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 前項の特別の設備に要する経費は、すべて使用者又は目的外使用者(以下「使用者等」という。)の負担とする。

(原状回復義務)

第19条 使用者等は、ガレリアの使用を終わったとき、使用の許可を取り消されたとき、又は使用を停止されたときは、直ちに原状に回復して返還しなければならない。

2 使用者等が、前項の義務を履行しないときは、市長においてこれを代行し、その費用を使用者等から徴収する。

(損害賠償の義務)

第20条 使用者等は、ガレリアの施設若しくは附帯設備等を損傷し、又は滅失したときは、市長が相当と認める賠償額を賠償しなければならない。

(立入検査)

第21条 市長は、ガレリアの管理上必要があると認めるときは、使用を許可した場所に立ち入り、検査することができる。

(市の免責)

第22条 使用者等においてガレリアの施設若しくは附帯設備の使用又はこの条例の規定に基づく処分により損害を生じた場合は、市は一切その責めに任じないものとする。

(指定管理者による管理)

第23条 市長は、ガレリアの設置目的を効果的に達成するために必要があると認めるときは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、ガレリアの管理を指定管理者に行わせることができる。

2 ガレリアの管理を指定管理者に行わせる場合の指定の手續等は、亀岡市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年亀岡市条例第4号)の定めるところによる。

3 ガレリアの管理を指定管理者に行わせる場合の管理業務の範囲は、別表第5に定めるとおりとする。

4 指定管理者が行うガレリアの管理の基準は、第2条の2及び第5条から第8条に定めるところによる。この場合において、これらの適用については、第2条の2中「市長が必要と認める」とあるのは「指定管理者が市長の承認を得た」と、第5条から第8条までの規定、第11条、第13条、第18条、第19条及び第21条中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

(平17条例23・全改)

(利用料金)

第23条の2 ガレリアの管理を指定管理者に行わせる場合は、第11条の規定にかかわらず、使用者は、指定管理者に使用に係る料金(以下「利用料金」という。)を前納しなければならない。この場合において、第11条から第13条までの規定及び別表第5中「使用料」とあるのは「利用料金」とする。

2 前項の利用料金の額は、別表第3に定める金額を超えない範囲において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定める。

3 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

4 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(平17条例23・全改)

(委任)

第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、平成10年4月1日から施行する。

(平成10年規則第18号で平成10年9月5日から施行)

(準備行為)

2 使用の許可申請その他のガレリアを供用するために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則(平成10年条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第2の改正規定は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成13年条例第2号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。ただし、別表第2の改正規定は、平成13年7月1日から施行する。

附 則(平成14年条例第5号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。ただし、第11条第2項及び別表第1の次に1表を加える改正規定は、平成14年6月1日から施行する。

附 則(平成15年条例第7号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成17年条例第23号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に改正前のガレリアかめおか条例第5条の規定により市長から使用の許可を受けているものについて、改正後のガレリアかめおか条例第23条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合は、同条例第5条の規定により指定管理者から使用の許可を受けたものとみなす。

附 則(平成21年条例第22号)

この条例は、平成21年7月1日から施行する。

附 則(平成23年条例第23号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

別表第1(第2条の2関係)

(平17条例23・全改)

| 種別 | 使用時間 |
|-------------------------------|---------------|
| 企画展示室 石門心学塾 マルチメディアコーナー | 午前9時から午後8時まで |
| 大浴場 | 午前9時から午後9時まで |
| プレイルーム 託児コーナー 多目的フロア | 午前9時から午後5時まで |
| 上記以外の施設 | 午前9時から午後10時まで |

別表第2(第2条の2関係)

(平17条例23・全改)

| 種別 | 休館日 |
|-------------------------------|---|
| 企画展示室 石門心学塾 マルチメディアコーナー | 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで 木曜日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときはその翌日) |
| 上記以外の施設 | 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで 毎月第4木曜日(国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときはその翌日) |

別表第3(第11条関係)

(平17条例23・全改)

| 種別 | 単位 | 金額 |
|------------|-----|----------|
| 陶芸室 | 1時間 | 400円 |
| 工作室 | 〃 | 400円 |
| 創作室 | 〃 | 400円 |
| 料理実習室 | 〃 | 400円 |
| 大広間1～5 | 〃 | 各 4,600円 |
| 特別会議室 | 〃 | 2,000円 |
| 会議室 | 〃 | 1,600円 |
| 研修室1～4 | 〃 | 各 400円 |
| 和室研修室1～2 | 〃 | 各 400円 |
| クラブ室1～3 | 〃 | 各 200円 |
| 企画展示室 | 〃 | 200円 |
| コンベンションホール | 〃 | 4,000円 |

| | | |
|---------------------------|----|--|
| コンベンションホール控室1～2 | // | 各 200円 |
| 響ホール | // | 1,600円 |
| 響ホール控室 | // | 200円 |
| 楽屋1～3 | // | 各 200円 |
| 附帯設備 | // | 各附帯設備ごとに40,000円を超えない範囲内において市長が別に定める額 |
| ロビーギャラリー パサージュ 屋上庭園 | // | 100平方メートル以下の分 1平方メートル当たり 50円 |
| | | 101平方メートル以上1,000平方メートル以下の分 1平方メートル当たり 10円 |
| | | 1,001平方メートル以上の分 1平方メートル当たり 5円 |
| 大浴場 | 1回 | 14歳以上 500円 |
| | | 14歳未満 250円 |

- 1 入場料の徴収の有無にかかわらず、使用者が営業の宣伝その他これに類する目的をもって使用する場合は、表に掲げる額の10割相当額を加算する。ただし、屋上庭園については、非営利の場合に限るものとする。
- 2 冷暖房設備を使用する場合は、表に掲げる額(附帯設備並びにロビーギャラリー、パサージュ及び屋上庭園を除く。)に次の各号に掲げる額を加算する。
 - (1) 冷房 4割相当額
 - (2) 暖房 3割相当額
- 3 ロビーギャラリー、パサージュ及び屋上庭園を使用する場合において、面積が1平方メートル未満のとき又は1平方メートル未満の端数が生じたときは、1平方メートルとして使用料を算出する。
- 4 音響、照明その他を使用する場合に必要な操作技術料等は使用者負担とする。

別表第4(第15条関係)

(平23条例23・全改)

| 種別 | 単位 | 金額 |
|---|----|---|
| 土地使用料 | 1年 | 固定資産評価基準により算定した額に100分の4を乗じた額 |
| 建物使用料(レストラン、物産市場、コンベンションビューロー、介護支援センター) | 1年 | 固定資産評価基準により算定した額に100分の6を乗じた額に100分の105を乗じ土地使用料を加算した額 |

備考

- 1 営利を目的とする使用にあつては、上欄の金額の5倍に相当する額とする。
- 2 使用の期間が1年未満の端数を生じる場合には月割で計算し、1月未満の端数が生じる場合は日割計算する。この場合において、使用料の額は、月割にあつては年額を12で除した額とし、日割にあつては年額を365で除した額とする。
- 3 使用の期間が1日未満の場合は1日として計算する。
- 4 使用料の額に円未満の端数が生じた場合は、その端数は切り捨てる。
- 5 使用面積が1平方メートル未満の場合は、1平方メートルとして計算する。
- 6 この使用料には、附帯設備及び共用施設並びに冷暖房使用料を含む。
- 7 電気、ガス、水道、下水道及び電話の使用料は、別に実費を徴収する。
- 8 その他の目的外の占用料については、市長が別に定める。

別表第5(第23条関係)

(平17条例23・追加)

指定管理者に行わせる業務の範囲

- 1 第4条に掲げる事業の実施に関する業務
- 2 ガレリアの使用に関する付随業務(使用の許可、使用料の徴収、使用の停止及び使用許可の取消し等)
- 3 ガレリアの施設及び設備の維持管理(軽微なものに限る。)に関する業務
- 4 その他ガレリアの管理に関する業務で市長が必要と認める業務

ゆう・あいステッププラン

亀岡市男女共同参画計画



平成23年3月

亀岡市

個人や家庭の役割

- 性別にかかわらず政策・方針決定過程へ積極的に参画していく意識を持ちましょう。
- 政策・方針決定過程へ積極的に参画するため、学習の機会を積極的に活用し、自らの能力向上に努めましょう。
- 配偶者など身近な女性の参画意欲に対する理解を深め、協力しましょう。

地域・職場の役割

【地域】

- 性別にかかわらず、方針決定過程へは適切な人材を活用し、参画しやすい活動方法を検討しましょう。
- 女性が参画しやすい会議の運営方法を検討しましょう。

【職場】

- 女性の管理職のあり方について考えましょう。
- 性別にかかわらず、個人の能力に応じた方針決定過程への参画を進めましょう。
- 管理職登用のための評価基準を男女同一にし、女性の管理職登用を進めましょう。

目 標 指 標

| 成果指標 | 現状 平成21年度 | 目標 平成32年度 |
|--|-----------------|--------------|
| 審議会等の女性委員の比率 【企画政策課、人権啓発課】 | 30.6% | 50% |
| 女性委員のいない審議会の組織数 【企画政策課、人権啓発課】 | 4 | 0 |
| 女性職員の管理監督職昇任試験の受験率【人事課】 | 対男性職員 △13.1% | 対男性職員 同 率 |
| 女性管理監督職員の率（医療職除く） 【人事課】 | 19.3% | 28.3% |
| 企業における人権講座開催、ポジティブ・アクション に向けたチラシ配布回数【商工観光課】 | 年1回以上 | 年1回以上 |
| P T Aにおける女性役員の割合【社会教育課】 | 28.6% | 35% |